

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 令和2年1月31日（金）放送分

今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 第18回「チャリティー芸能祭」開催のお知らせ
- (3) 令和元年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

(1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔1月23日（木）～1月29日（水）分〕

○お金の寄付は、	合計	5件	68,820円
内訳			
自由預託金		3件	27,820円
チャリティーボックス募金		2件	41,000円

今週の主な寄付は、豊橋凧保存会様から21,820円をご寄付いただきました。これは今年、1月に新春凧展示会を豊橋市文化会館にて開催したとき、ミニ凧作りをされた方から募金をしていただき全額を寄付下さいました。本行では地元の福祉活動のために活用します。

○品物の寄付は、サニーレタス・お米等、合計14件ありました。

アルミ缶・牛乳パックは本行で地元福祉のために活用し、サニーレタス、お米等食品は地域の福祉施設等へご案内させていただきました。

(2) 「第18回 チャリティー芸能祭」開催のお知らせ

福祉施設などへ演芸慰問ボランティア活動を実施している団体が集まり、「第18回チャリティー芸能祭」が3月1日（日）10時30分から豊橋市公会堂で開催されます。舞踊や演奏など、様々な団体が出演し、日頃研鑽の芸を披露されます。チケットは1枚1,000円で、2月3日以降に参加団体及び本行で取扱いします。収益金は豊橋善意銀行にご寄付いただき、地域の福祉活動へと活用させていただきます。

(3) 令和元年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

令和元年中に、豊橋善意銀行へ、「維持会費」や「年末たすけあい活動」などへの寄付金をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。

豊橋善意銀行事務局 〒440-0806 豊橋市八町通5-9

電話 (0532) 52-7893/FAX (0532) 52-7894